

第61回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	令和4年3月28日（月） 10:00～11:00
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	<p>委員（五十音順、敬称略）</p> <p>五十川 直行 稲葉 美由紀 ※ 永星 浩一 ※ 大神 朋子 ※ 小山 毅 北坂 尚洋 ※ 鳥越 しほり ※</p> <p>※Web会議システムを通じての出席</p> <p>福岡市 総務企画局行政部長 小川 直也 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 吉野 靖啓 個人情報保護係長 禅院 義隆 個人情報保護係員 川崎 翔太</p>
議 題	1 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について（諮問）

開 会

第61回福岡市個人情報保護審議会を開会する。

本日は委員4名が欠席だが、条例第59条で定める過半数の出席を満たしていることから、審議会は成立している。また、本審議会は公開であり、議事録も公開されることになる。

議題1 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について（諮問）

（福岡市） 資料に沿って説明。

（会長） 今の説明について、質問や意見があればお願いします。

（委員） 現行の審査請求部会は、どのような位置付けとなるのか。

（福岡市） 審査請求制度は行政不服審査法に基づくものであり、現行の審査請求部会に相当する組織を条例において設置することが見込まれる。

（委員） 匿名加工情報について、再度説明をお願いします。

（福岡市） 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報である。例えば、民間事業者から新産業の創出のために医療や介護の情報を活用したいと提案があった際に、提案内容を審査の上、匿名加工情報の提供を行うこととなるが、その際の加工作業に要した人件費や委託費等を手数料として徴収することが可能であり、当該手数料を条例で定める必要がある。

（委員） 提案は情報を利用する事業者側からあるのか。

（福岡市） そうである。市で提案内容を審査し、要件を満たしていれば契約を締結し、提供を行う。

（委員） 個人情報の利活用により、新たなサービスの提供などのイノベーションに繋が

ると考えるが、匿名加工情報の作成にあたっては、どこが責任を持って作業を担うのか。

(福岡市) 最終的な責任は市が負うことが想定されるが、加工には高度な技術を要するため、加工作業は市が選定した業者に委託し、成果物を市で確認の上、提供することが見込まれる。

(委員) 条例で定めることが任意とされている事項の要否については、どのように決めるのか。

(福岡市) 現行条例との比較などを踏まえ、制度部会で議論いただきたい。

(委員) 改正法の第4章には何が規定されているのか。

(福岡市) 民間事業者に適用されるルールが規定されている。

(委員) 匿名加工情報について、業者によって求めるデータの内容が異なると思うが、固定の手数料を定めることは難しいのではないかと。

(福岡市) 国の例を参考に定めることになると思うが、国は固定の金額に加えて、従量部分として加工作業に要した人件費や委託費等の金額を合算したものを手数料としている。

(委員) 匿名加工情報の提供に対応するためのデータベースをあらかじめ作成するのではなく、事業者からの要望に応じて個別に対応するのか。

(福岡市) そうである。

なお、データ利活用促進のため、オープンデータとして既に提供している情報もあるため、提案内容によっては、既存のオープンデータで対応することも考えられる。

(委員) 条例要配慮個人情報について、現時点において、検討が必要となりそうな情報はあるか。

(福岡市) 条例要配慮個人情報とは、法第2条第3項で規定する要配慮個人情報とは別に、地域の特性等に応じて、特に配慮を要するものとして条例で定める個人情報である。要配慮個人情報として規定されている情報の中には、現行の条例においてセンシティブな情報として取扱うことが規定されているものがあるため、それらの情報と要配慮個人情報との対応関係を確認し、条例要配慮個人情報として別途規定する必要性について、制度部会で審議いただきたい。

(委員) 要配慮個人情報には、障害に関する情報は含まれないのか。

(福岡市) 身体障害、知的障害、精神障害等の心身の機能の障害に関する情報については、政令に委任して規定している。

(会長) 他に質問等はないか。

(委員) なし。

(会長) それでは、本件諮問については、福岡市個人情報保護審議会運営要領第2条第3項に基づき、制度部会に付託することとし、本日の審議で各委員より出された意見を踏まえ、調査審議を重ね、答申を行うということでよいか。

(委員) 異議なし。

(会長) 以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会